

特定処遇改善加算解説セミナー

2019.8.10

特定処遇改善加算制度趣旨

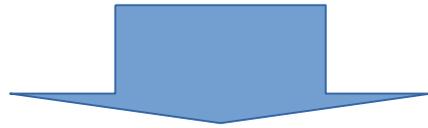
特定処遇改善加算の制度趣旨

政府の「新しい経済政策パッケージ」
(2018年 12月 8日閣議決定)

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介職職員の更なる処遇改善を進める

特定処遇改善加算の制度趣旨

他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費 1000 億円程度を投じ処遇改善を行う



これを受けて、2019 年度の介護報酬改定において、**介護職員等特定処遇改善加算が創設**された

特定処遇改善加算の概要

現処遇改善加算との関係

現行の介護職員処遇改善加算と同時に取得できるものですが、**分配対象者**や**手続き**も異なるため、**現行とは別の加算**と考えてください
以下、ここでの表記も分かりやすくするため、

現行の「介護職員処遇改善加算」を **現加算**
2019年10月から始まる「特定処遇改善加算」を **新加算**
と表記します

新加算ⅠとⅡの違い

新加算では加算率の違う

特定処遇改善加算Ⅰと特定処遇改善加算Ⅱ

の2種類があります

より高い算定率の特定処遇改善加算Ⅰの取得は

- ・サービス提供体制強化加算(区分Ⅰ・イ)**
- ・特定事業所加算(Ⅰ・Ⅱ)**
- ・日常生活継続支援加算・入居継続支援加算**

などの取得状況で判断されます

主なサービスの新加算加算率(介護)

サービス区分	特定処遇改善加算	
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	6.3%	4.2%
・(介護予防)訪問入浴介護	2.1%	1.5%
<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・地域密着型通所介護 	1.2%	1.0%
・(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 	1.8%	1.2%
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.1%	2.3%

サービス区分	特定処遇改善加算	
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 	1.5%	1.2%
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.1%	2.3%
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護 	2.7%	2.3%
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健) 	2.1%	1.7%
<ul style="list-style-type: none"> ・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等) 	1.5%	1.1%
<ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院) 	1.5%	1.1%

主なサービスの新加算加算率(障害)

サービス区分	特定処遇改善加算	
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ
・ 居宅介護	7.4%	5.8%
・ 重度訪問介護	4.5%	3.6%
・ 同行援護	14.8%	11.5%
・ 行動援護	6.9%	5.7%
・ 療養介護	2.5%	2.3%
・ 生活介護	1.4%	1.3%

サービス区分	特定処遇改善加算	
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ
・ 共同生活援助 (指定共同生活援助)	1.5%	1.2%
・ 共同生活援助 (日中サービス支援型)	3.1%	2.3%
・ 共同生活援助 (外部サービス利用型)	2.7%	2.3%
・ 児童発達支援	2.5%	2.2%
・ 放課後等デイサービス	0.7%	0.5%

新加算の対象にならないサービス

○**新**加算も事業所単位での算定になり、

以下のサービスは対象外となります

- (介護予防)訪問看護
- (介護予防)福祉用具貸与
- (介護予防)居宅療養管理指導
- 介護予防支援
- (介護予防)訪問リハビリテーション
- 特定(介護予防)福祉用具貸与
- 居宅介護支援

新加算の算定要件

10年以上の介護がないと取れない？

2019年10月スタートの**特定処遇改善（Ⅰ）**と**特定処遇改善（Ⅱ）**

介護福祉士で**10年**働いている従業者がないと算定できない、
訳ではありません・・・

加算を取得するための**要件**を把握しておきましょう

新加算を算定するための要件

新加算の取得要件

- ① **現加算Ⅰ～Ⅲまでを取得していること**
- ② **現加算の職場環境等要件**に関し、**複数の取り組み**を行っていること
- ③ **現加算に基づく取り組み**について、**ホームページへの掲載等**を通じた**見える化**を行っていること

新加算を算定するための要件

②現加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。

→「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1つ以上の取り組みを行うことが必要

現加算ですでにそれぞれの取り組みがされている場合は、新たに行う必要はない

③現加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

→情報公表制度を活用して行うほか、自社のホームページを活用し、

・新加算の取得状況 ・賃金改善以外の処遇改善の具体的取組内容を公表することでも可能

新加算の配分方法

配分対象者

a 経験・技能のある介護職員

介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。
具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定することとする

b 他の介護職員

経験・技能のある介護職員を除く介護職員をいう

c その他の職種

介護職員以外の職員をいう

配分対象者(障害福祉)

a 経験・技能のある介護職員(障害福祉)

障害福祉の場合には、経験・技能のある介護職員に、介護福祉士に加えて、**以下の者も含まれる**

**社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、
心理指導担当職員(公認心理師含む)、
サービス管理責任者、
児童発達支援管理責任者、
サービス提供責任者**

8万円アップ^oまたは年収440万円

新加算の配分方法

経験・技能のある介護職員において

月額8万円の給与アップする者
もしくは

年収440万円以上になる者

※小規模、開設したばかり等、設定が困難な場合は合理的な説明があれば例外を認める

が最低1人以上になるように加算金の配分をしなければなりません

月額8万円と年収440万円以上の判断について

- 月額8万円の処遇改善の判断については、**新加算のみでの賃金改善が必要**です！**現加算の改善分は含みません**！
（ただし法定福利費は含むことは可能）
- 賃金改善後の年収440万円以上の判断については、今回については、令和元年10月より半年間になるので、12か月あれば440万円以上になることを満たせばよいこととなります。こちらは**現加算の賃金改善を含みます**
（ただし法定福利費は含むことは不可）

例外的な対応ができる場合

○新規開設した小規模な事業所等で

「月当たり**8万円**または、年**440万円**に届かない場合はどうなる？」



小規模事業所で加算額が少額や1人だけをすぐに上げることが困難な場合は、合理的説明を行うことで算定が認められます

合理的な説明が必要なケース

- ・ 小規模事業所等で**加算額全体が少額**である場合
- ・ 職員全体の**賃金水準が低い**事業所などで、**直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合**
- ・ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、**規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合**

新加算の配分対象

新加算の配分方法と、現加算の配分方法の大きな違い。

現加算・・・配分は介護職員のみ限定

他の職種(ケアマネや看護師等)には配分ができない

新加算・・・経験・技能のある介護職員を中心に

他の職員・**他の職種**

(生活相談員や看護職員、計画作成担当者、事務員も含む)

にも**配分が可能**

ただし、配分にはルールがあります！

新加算の配分方法

新加算の配分方法のルール

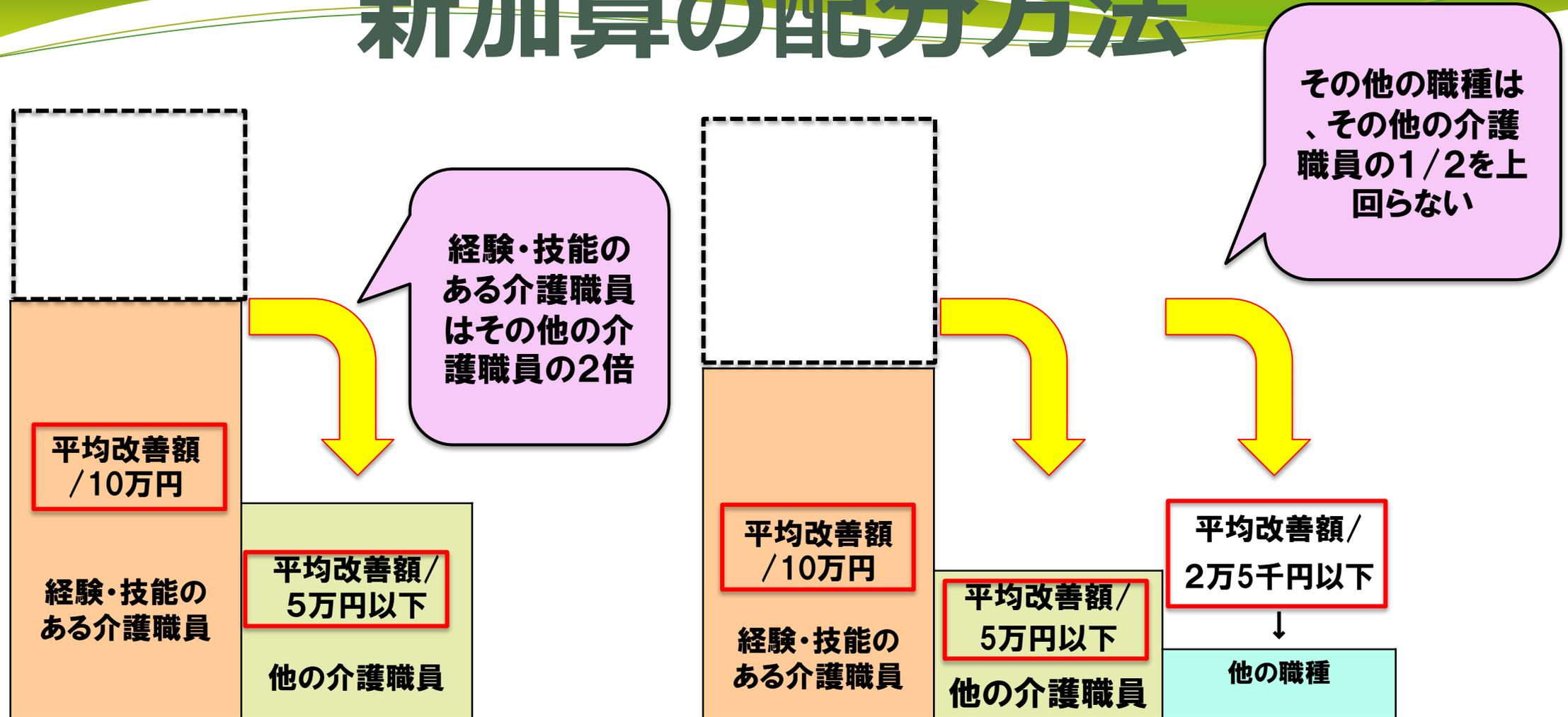
○経験・技能を有する介護職員**以外**に配分する場合、配分される職員は**年収440万円を超えてはならない**

○経験・技能のある介護職員の配分は、**その他の介護職員の2倍以上**でなくてはならない

○さらにその他の職種に配分する場合は**その他の介護職員の1/2を上回らない**ように配分しなくてはならない

表にすると

新加算の配分方法



※もちろん加算全額を経験・技能のある介護職員に渡すこともできます！

添付資料

(1) 介護保険最新情報 Vol.719

(2) 介護保険最新情報 Vol.734

特定処遇改善加算分配シミュレーション